

キャッシュレス決済に係る POS レジ等導入業務委託 仕様書

1 目的

当市においては、非接触による感染症対策や支払いの選択肢の拡大による市民の利便性の向上、現金取扱い業務の効率化を図ること等を目的とし、戸籍・住民票等や税証明の証明発行にかかる手数料収納に対して、令和3年10月からクレジットカード、電子マネーなどのキャッシュレスでの支払いを可能とし、指定納付受託者制度を活用したキャッシュレス決済業務を行ってきた。

本業務は、令和5年度から新たにキャッシュレス決済を導入する窓口等に対して、POS レジや周辺機器の導入、設定業務、職員への研修等を委託するものである。

2 委託期間

契約締結日から令和5年10月31日（火）

3 履行場所

川崎市内

4 委託内容

(1) 概要

令和5年度から新たにキャッシュレス決済を導入する窓口等に対して、POS レジアプリ（NEC社製：モバイルpos）がインストールされた POS レジ機器（以下、「機器」という。）の導入を行うとともに、機器のマスタ登録や設定、動作確認、職員研修などの業務を行うもの。

(2) 業務内容

ア 職員研修及びサービスイン時の立会

研修は、実機を用いながら、操作スキルの向上や日計の集計方法等を習得できる内容とすることとし、1回2時間程度で川崎市内の会場で4回実施する。なお、会場は当市にて確保する。詳細の内容及び実施時期については、当市と協議の上、確定する。

当市のキャッシュレス決済業務開始当日に機器を設置する部署で立会を行い、機器の不具合対応や職員への操作説明等を適宜行うこと。立会時の配置は「エ 機器の設置場所と数量」の表中の「立会」を参照すること。

イ 機器の設定

(ア) 物件の搬入・据付・調整等に当たっては、事前に日程及び作業方法にかかわる書面を提出するとともに当市の指示に従うこと。

(イ) 機器の設定は受託者側で手配した場所で設定し、納品時は機器接続、機器動作確認、

機器間の接続動作確認を行うこと。

(ウ) 導入時の各種設定内容（商品マスタ、表示内容、印字内容等）、設置については、担当者との打合せのうえ決定すること。

(エ) マニュアルは、ハードウェア等の納入時に併せて搬入すること。

(オ) 空箱、梱包材は受託者が持ち帰ること。

(カ) その他、詳細については、別途打合せとする。

ウ 機器の仕様と数量

装置名	数量	仕様
iPad 端末	6 台	OS : iPadOS 本体 : 10.2 インチ以上 13 インチ以下 OA ソフト : NECPOS レジアプリ (当市にて既存の施設に導入済みの POS レジアプリ) がインストールされていること。また、ストレージは 32GB 以上、バッテリーは 10 時間以上、CPU は A13 Bionic チップ性能以上、モデルは wi-fi モデルであること。
キャッシュドローア	2 台	POS レジシステムと連動し、4 紙幣・8 硬貨に対応すること。本体寸法は 410 (W) × 420 (D) × 110 (H) mm (ゴム足含む) 程度とし、コイントレイは脱着可能であること。また、盗難防止用のセキュリティスロットがあるものとし、錠は予備含めて 2 本以上準備すること。
レシートプリンター (領収書用プリンター)	5 台	サイズ : 127 (W) × 127 (D) × 135 (H) mm 程度 POS レジシステムと連動し自動カッターの機能を有すること。また POS レジシステムとの連動は Bluetooth インターフェースとし、紙幅が 80mm と 58mm 幅の感熱紙が選択可能であること
カスタマディスプレイ	5 台	表示領域は全角 10 文字 (半角 20 文字) × 2 行以上とし、POS レジと連動するものとする。
iPad スタンド (セキュリティワイヤ)	6 台	エレコム社製 ESL-ST02 と同程度の機能を有すること。また、iPad スタンドはセキュリティワイヤで固定し施錠すること。

エ 機器の設置場所と数量

設置場所	iPad 端末等 ※1	キャッシュ ドローア	立会 ※2
かわさき情報プラザ	1	1	1
まちづくり局指導部建築管理課	2	0 ※3	0
青少年科学館	3	3	1
川崎市立日本民家園	2	1	
計 ※4	8	5	2

- ※1 iPad 端末等は「ウ 機器の仕様と数量」の iPad 端末、レシートプリンター、カスタマディスプレイ、iPad スタンド（セキュリティワイヤ）を指す。機器の詳細は「ウ 機器の仕様と数量」を参照すること。
- ※2 立会は「ア 職員研修及びサービスイン時の立会」を参照すること。値は当日に配置する人数。まちづくり局指導部建築管理課については、立会不要。
- ※3 まちづくり局指導部建築管理課については、別途調達する自動釣銭機を使用するため、キャッシュドローアは不要。詳細は「カ その他」を参照すること。
- ※4 各機器の合計数と「ウ 機器の仕様と数量」が合致しないのは、一部拠点においては、当市にて既に調達済の機器を転用して使用するためであり、当該機器の設置に必要な設定作業等も本委託に含める。移転元からの機器の回収は当市にて行う。

オ 導入時期

原則、令和5年10月1日から利用可能となるよう導入すること。具体的な利用開始日については、当市と協議の上、決定する。

カ その他

(ア) 導入条件

- a 業務完了検査の結果、成果物に瑕疵が発見された場合は、受託者は、市の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。
- b 納入物件については、受託者が責任をもって調達し、納入物件については、各納入物件間の整合性を保ちつつ、最新の製品であり、新品であること。また、本委託に係るOAソフトが確実に動作すること、納品から1年以内に故障等が発生した場合は修理または新品と交換すること。
- c 契約期間内で研修等の委託業務や納入物件にかかわる部品等の供給が、適正になされること。
- d 納入物件のハードウェア及びソフトウェアのマニュアルは、原則として日本語表記のものとする。

- e 受託者は、物件の搬入、据付及び撤去の際に、施設、機械等の損壊が生じた場合は、受託者の責任においてこれを補償すること。また、納入物件に欠陥が発見されたときは、迅速かつ的確に対応すること。

(イ) 守秘義務

- a 本仕様書に基づくすべての作業において、市が提供した業務上の情報を第三者に開示、又は漏えいしないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- b 市が提供する資料は、原則として貸出しによるものとし、納入期限までに返却すること。また、市の事前の承諾を得た場合を除いて、当該資料の複写及び第三者への提供はしないこと。
- c 市が提供した情報を第三者に開示することが必要である場合は、事前に市担当職員と協議の上、承認を得ること。

(ウ) 関連作業（自動釣銭機連動）について

- a まちづくり局指導部建築管理課においては、別途当市で調達する自動釣銭機と、本委託による POS システムを連動させて使用するため、iPad 及びレシートプリンター等の周辺機器と自動釣銭機の設定作業（アプリケーションインストール作業、機器同士の接続作業等）も本委託にて実施すること。
- b 本作業の実施時期については、当市と協議の上、決定すること